資料３

許可等申請手続きと技術的基準等について

1　説明内容

○申請の種別
○許可等申請手続き
○技術的基準
○その他留意事項

2　申請の種別

- 規制区域指定日にまたがる工事の届出（法第21条、第40条）
- 特盛区域での届出（法第27条）、変更の届出（法第28条）
- 許可申請（法第12条、第30条）、変更許可申請（法第16条、第35条）
- 中間検査の手続き（法第18条、第37条）
- 定期報告の手続き（法第19条、第38条）
- 完了検査の手続き（法第13条、第31条）

土地の形質変更及び土石の堆積の定義

政令第3条

（宅地造成及び特定盛土等）
第三条　法第二条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。
①一　盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
②二　切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
③三　盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
④四　第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが二メートルを超えるもの
⑤五　前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

政令第4条

（土石の堆積）
第四条　法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。
⑥一　高さが二メートルを超える土石の堆積
⑦二　前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

4　土地の形質変更及び土石の堆積の定義②

土地の形質変更及び土石の堆積の定義

規模Ａ　規模Ｂ

行為の区分			①	②	③	④	⑤
土地の形質の変更（盛土・切土）	要件		①盛土で高さが 1ｍ超 2ｍ超 の崖＊を生ずるもの	②切土で高さが 2ｍ超 5ｍ超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2ｍ超 5ｍ超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2ｍ超 5ｍ超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が ５００㎡超 3,０００㎡超 となるもの（①～④を除く）
	イメージ図		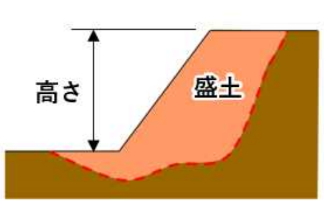	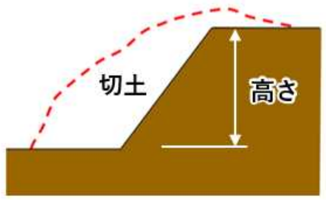	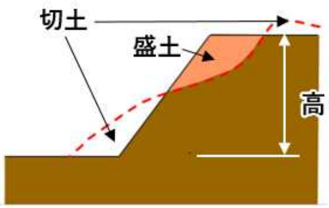	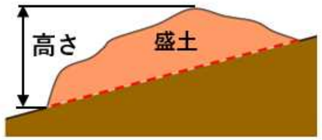 （崖を生じないもの）	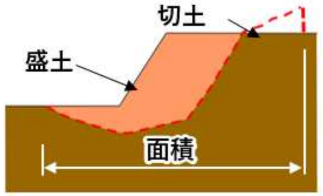 （盛土又は切土のみの場合も含む）
一時的な土石の堆積	要件		⑥最大時に堆積する高さが 2ｍ超 5ｍ超 かつ面積が ３００㎡超 1,５００㎡超 となるもの			⑦最大時に堆積する面積が ５００㎡超 3,０００㎡超 となるもの	
	イメージ図		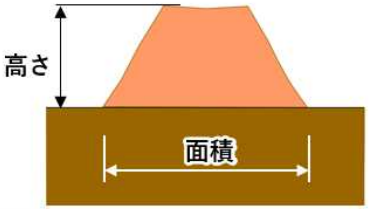			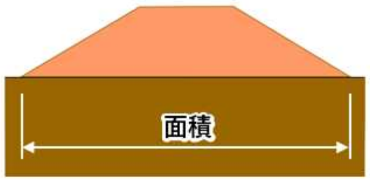	

※1　崖とは、地表面が水平面に対し**30°を超える角度をなす土地**で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

※2　⑤及び⑦　形質変更や土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が**30㎝以下の場合は規制対象外**となります。

規制区域指定日にまたがる工事の届出

6　規制区域指定日にまたがる工事の届出①

規制区域指定日より前に**着工**している工事は、法第21条及び第40条に基づき**届出**が必要

（工事等の届出）
第二十一条　宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その**指定があつた日から二十一日以内に**、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

※法第40条は、特定盛土等規制区域についての条文であり、同一の内容

規制区域指定日：令和7年4月1日を予定
指定があった日から21日以内：令和7年4月22日まで

対象となる工事

区域区分に関わらず　**規模A**　**規模B**

法第21条　法第40条

行為の区分			①	②	③	④	⑤
土地の形質の変更（盛土・切土）	要件		①盛土で高さが **1ｍ超** **2ｍ超** の崖＊を生ずるもの	②切土で高さが **2ｍ超** **5ｍ超** の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが **2ｍ超** **5ｍ超** の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが **2ｍ超** **5ｍ超** となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が **５００㎡超** **3,０００㎡超** となるもの（①～④を除く）
	イメージ図		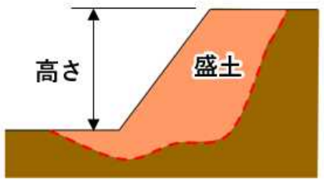	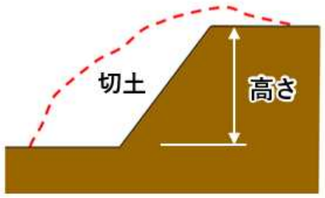	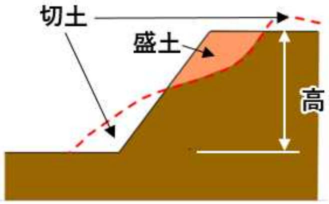	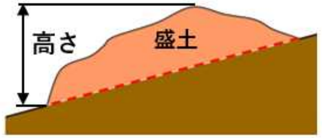 （崖を生じないもの）	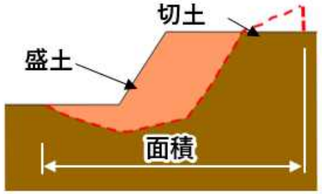 （盛土又は切土のみの場合も含む）
一時的な土石の堆積	要件		⑥最大時に堆積する高さが **2ｍ超** **5ｍ超** かつ面積が **３００㎡超** **1,５００㎡超** となるもの		⑦最大時に堆積する面積が **５００㎡超** **3,０００㎡超** となるもの		
	イメージ図		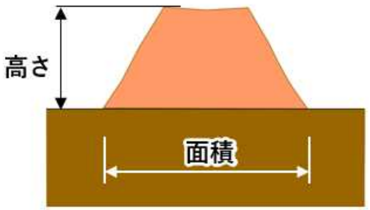				

※1　崖とは、地表面が水平面に対し**30°を超える角度をなす土地**で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

※2　⑤で形質変更や土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が**30㎝以下の場合は規制対象外**となります。

8　規制区域指定日にまたがる工事の届出③

届出の際に必要となる書類

規模A

1.届出書（省令様式第15もしくは第16）
2.届出地及びその周辺の写真
3.代理人が届出をする場合は委任状（任意様式）

規模B

上記の1～3の書類に加えて
4.位置図
5.地形図
6.土地の平面図

盛土・切土　省令第52条2号
土石の堆積　省令第52条4号

規模A **規模B** に該当しない場合は届出不要

届出先

市町村に提出（**市町村で受け付けた書類は、市町村から**所管の**県民センター建築指導課又は県央建築指導室**に提出されます）

※規模A・規模Bに該当する盛土等行為を伴う開発許可を受けている場合も同様です。

9　規制区域指定日にまたがる工事の届出④

届出書（土地の形質変更）

宛先は、**茨城県知事**

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年　　月　　日

殿

工事主　住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法｛第21条第1項／第40条第1項｝の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1　工事施行者住所氏名			
2　工事をしている土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	（緯度:　度　分　秒、経度:　度　分　秒）		
3　工事をしている土地の面積	平方メートル		
4　盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土		
5　盛土又は切土の高さ	メートル		
6　盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
7　盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
	切土	立方メートル	
8　工事着手年月日	年　月　日		
9　工事完了予定年月日	年　月　日		
10　工事の進捗状況			

〔注意〕
1　工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
2　2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
3　4欄は、該当する盛土のタイプに〇印を付してください（複数選択可）。

代表地点の緯度経度はGoogleマップなどを利用して取得可能

着工（工事の着手）の定義

（国の見解）
工事着手の時点の考え方については、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の購入の段階ではなく、**工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更又は土石の堆積が行われた時点と考えるのが妥当**である。

⇓

着工の考え方（例）

- 測量・丁張・除草・伐根　⇒　該当しない
- 現場の不陸整正　⇒　該当する
- 建築資材（盛土材以外）の搬入　⇒　該当しない
- 盛土材（基礎砕石を含む土砂）の搬入　⇒　該当する
- 建築物や工作物設置のための基礎工事　⇒　該当する

11　規制区域指定日にまたがる工事の届出⑥

留意事項

○自社管理の**資材置場は土石の堆積行為に該当**する。
※今回の**法第21条または第40条の届出をしていれば**、その後　の当該地における砕石等資材の搬出入時に際しての**盛土規制法の許可等手続きは不要**
※法第21条及び第40条の届出の手続きは、**規制区域の指定時のみ適用される手続き**となる。
※今回の手続きをしなかった場合は、土石の堆積行為として盛土規制法の許可等の手続きが必要となる。
※届出の際は、**想定しうる最大の堆積高さ・面積で申請**すること。
○**届出内容の変更の規定がない**ため、届出内容に変更が生じた際は改めて盛土規制法の許可等手続きが必要となる場合がある。

規制区域指定日以降に
工事に着手する場合

届出行為に該当するもの

14　届出行為に該当するもの①

対象となる工事

特盛区域内での **規模Ａ**

法第27条

行為の区分							
土地の形質の変更（盛土・切土）	要件	① ①盛土で高さが 1ｍ超 2ｍ超 の崖＊を生ずるもの	② ②切土で高さが 2ｍ超 5ｍ超 の崖を生ずるもの	③ ③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2ｍ超 5ｍ超 の 崖を生ずるもの（①、②を除く）	④ ④盛土で高さが 2ｍ超 5ｍ超 となるもの（①、③を除く）	⑤ ⑤盛土又は切土をする土地の面積が ５００㎡超 3,０００㎡超 となるもの（①～④を除く）
	イメージ図	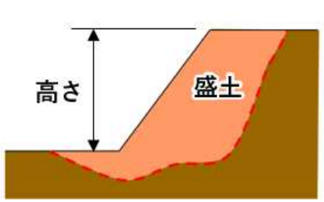	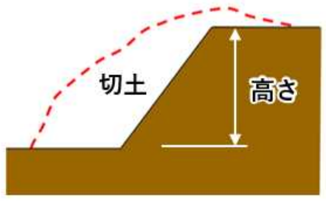	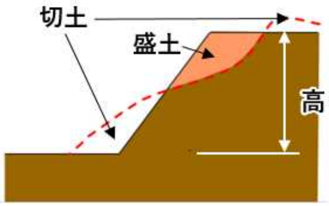	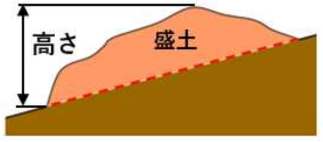 （崖を生じないもの）	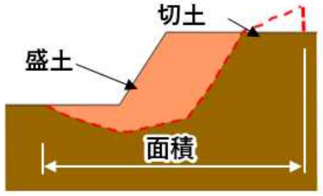 （盛土又は切土のみの場合も含む）
土石の一時的な堆積	要件	⑥ ⑥最大時に堆積する高さが 2ｍ超 5ｍ超 かつ面積が ３００㎡超 1,５００㎡超 となるもの			⑦ ⑦最大時に堆積する面積が ５００㎡超 3,０００㎡超 となるもの	
	イメージ図	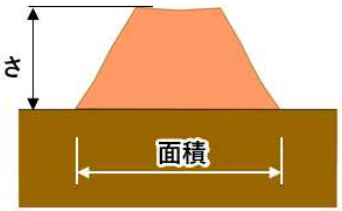				

※1　崖とは、地表面が水平面に対し**30°を超える角度をなす土地**で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

※2　⑤で形質変更や土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が**30㎝以下の場合は規制対象外**となります。

届出の際に必要となる書類

盛土・切土

1.届出書（省令様式第１９）
2.代理人が届出をする場合は委任状（任意様式）
3.図面及び書類
（省令第7条第1項第1号、6号～8号）

土石の堆積

1.届出書（省令様式第２０）
2.代理人が届出をする場合は委任状（任意様式）
3.図面及び書類
（省令第7条第2項1号、4号～6号）

届出先

市町村に提出（**市町村で受け付けた書類は、市町村から**所管の**県民センター建築指導課又は県央建築指導室**に提出されます）

16　届出行為に該当するもの③

変更届出の際に必要となる書類

法第28条

盛土・切土

1.変更届出書（省令様式第21）
2.代理人が届出をする場合は委任状（任意様式）
3.図面及び書類
（省令第7条第1項1号、6号～8号のうち、変更するもの）

土石の堆積

1.変更届出書（省令様式第22）
2.代理人が届出をする場合は委任状（任意様式）
3.図面及び書類
（省令第7条第2項1号、4号～6号のうち、変更するもの）

届出先

<u>市町村に提出</u>（市町村で受け付けた書類は、市町村から所管の**県民センター建築指導課又は県央建築指導室**に提出されます）

17　届出行為に該当するもの④

留意事項

○規制区域指定日にまたがる工事の届出（法第21条及び第40条に基づく届出）との相違点
・申請時の添付書類（**多岐に渡っての資料添付**が必要）
・**標識の掲示**（法第49条）
・勧告の対象（法第27条第4項）
・**勧告命令違反への罰則**（法第56条第3項）
　※1年以下の懲役または300万円以下（法人重科1億円以下）の罰金
○中間検査や定期報告の手続きの規定はない

許可行為に該当するもの

対象となる工事

宅造区域内での 規模Ａ 規模Ｂ　　法第12条

特盛区域内での 規模Ｂ　　法第30条

行為の区分			①	②	③	④	⑤
土地の形質の変更（盛土・切土）		要件	①盛土で高さが 1ｍ超 2ｍ超 の崖＊を生ずるもの	②切土で高さが 2ｍ超 5ｍ超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2ｍ超 5ｍ超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2ｍ超 5ｍ超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く）
		イメージ図	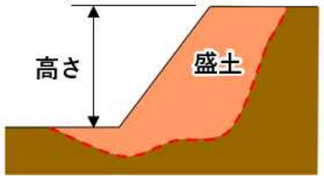	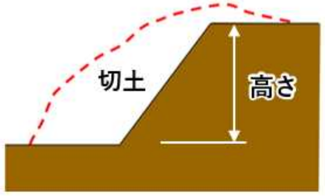	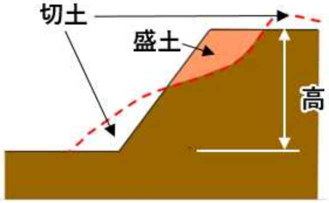	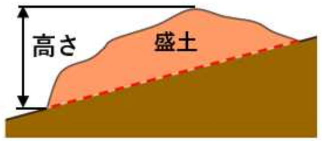（崖を生じないもの）	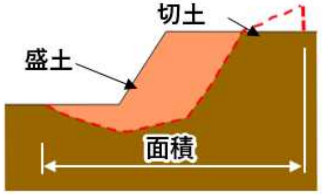（盛土又は切土のみの場合も含む）
一時的な土石の堆積		要件	⑥最大時に堆積する高さが 2ｍ超 5ｍ超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの			⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの	
		イメージ図	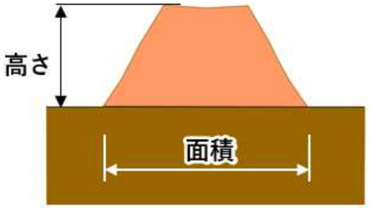			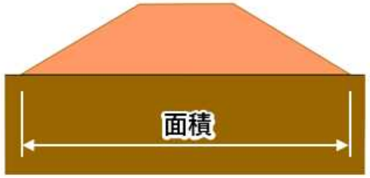	

※1　崖とは、地表面が水平面に対し**30°を超える角度をなす土地**で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

※2　⑤で形質変更や土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が**30㎝以下の場合は規制対象外**となります。

20　許可行為に該当するもの②

許可申請に必要となる書類

法第12条　法第30条

盛土・切土

1.許可申請書（省令様式第２）
2.代理人が申請する場合は委任状（任意様式）
3.図面及び書類
（省令第7条第1項各号）

土石の堆積

1.許可申請書（省令様式第４）
2.代理人が申請する場合は委任状（任意様式）
3.図面及び書類
（省令第7条第2項各号）

申請先

市町村に提出（市町村で受け付けた書類は、市町村から所管の県民センター建築指導課又は県央建築指導室に提出されます）

21　許可行為に該当するもの③

変更許可申請に必要となる書類　法第16条　法第35条

盛土・切土

1.変更許可申請書（省令様式第7）
2.代理人が申請する場合は委任状（任意様式）
3.図面及び書類
（省令第7条第1項各号のうち、変更するもの）

土石の堆積

1.変更許可申請書（省令様式第8）
2.代理人が申請する場合は委任状（任意様式）
3.図面及び書類
（省令第7条第2項各号のうち、変更するもの）

申請先

市町村に提出（市町村で受付した書類は、市町村から所管の県民センター建築指導課又は県央建築指導室に提出されます

22　許可行為に該当するもの④

留意事項

○特盛区域での盛土や土石の堆積に関する工事の届出（法第27条に基づく届出）との主な相違点

　申請時の添付書類（**より多くの資料添付**が必要）

　罰則規定

　　1年以下の懲役または300万円以下（法人重科3億円以下）の罰金

○中間検査や定期報告、完了検査の手続きが必要

中間検査の手続き

対象となる工事

宅造区域内、特盛区域での盛土・切土のうち 規模Ｂ の工事で特定工程があるもの

法第18条　法第37条　政令第32条

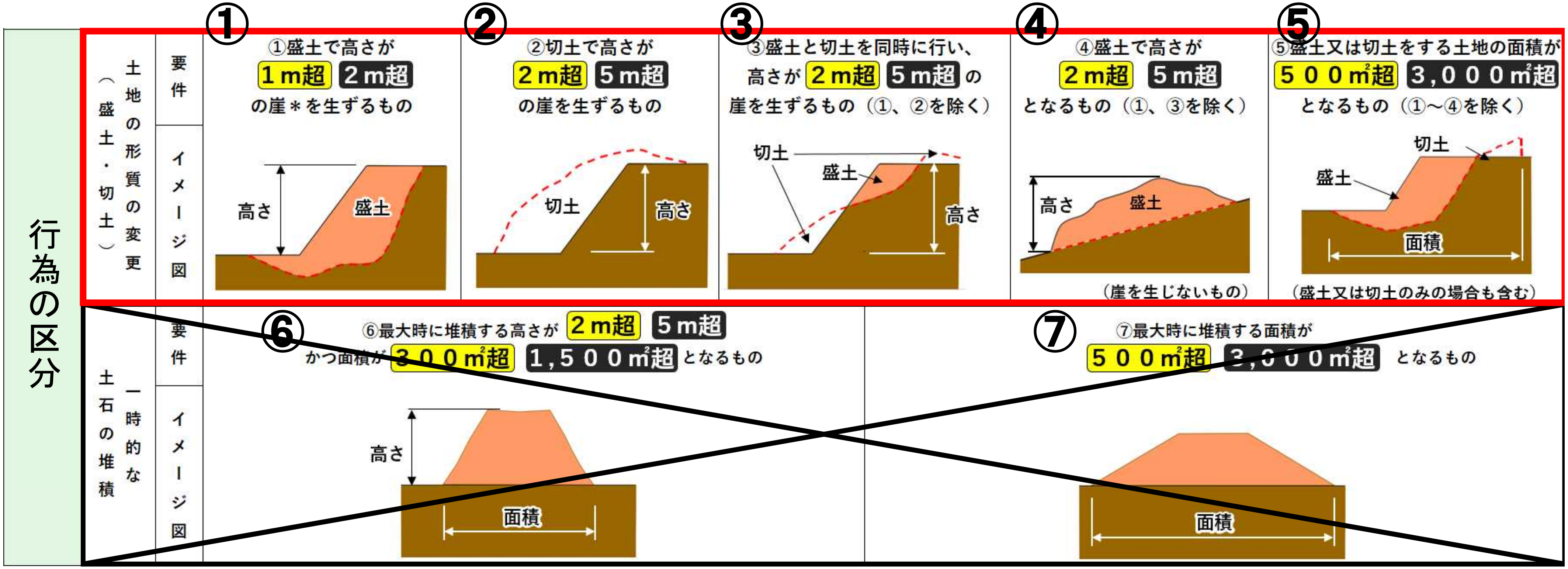

※1　崖とは、地表面が水平面に対し**30°を超える角度をなす土地**で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

※2　⑤で形質変更や土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が**30㎝以下の場合は規制対象外**となります。

25　中間検査の手続き②

特定工程とは・・・

政令第24条

盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設（**暗渠排水工を対象**）を設置する工事

（特定工程等）
第二十四条　法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。
２　前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程とする。

暗渠排水管を設置する工事においては、当該工程が完了した段階で中間検査を受け、中間検査合格証が交付されてからでなければ、その後の工程（暗渠排水管の周囲を砕石その他の資材で埋める工事）に進むことができない

中間検査の申請期間

省令第45条

暗渠排水管の設置を終えた日から**4日以内**

（中間検査の申請期間）
第四十五条　法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。

中間検査申請に必要となる書類

省令第46条

盛土・切土

1.中間検査申請書（省令様式第13）
2.代理人が申請する場合は委任状（任意様式）
3.工事内容を明示した平面図

提出先

市町村に提出（市町村で受け付けた書類は、市町村から所管の**県民センター建築指導課又は県央建築指導室（以下、「県民センター建築指導課等」）**に提出されます）

27　中間検査の手続き④

留意事項

○すべての工事が中間検査の対象ではない。
○規模の大きな工事で、かつ特定工程があるものが対象。
○土石の堆積には中間検査の規定はない。
○中間検査の対象となる工事で中間検査の申請をせず、又は虚偽の申請をしたときは**罰則の対象**。**法第56条第1項**

定期報告の手続き

対象となる工事

宅造区域内、特盛区域での
規模Ｂ の工事で3か月以上工期があるもの

法第19条　法第38条　省令第49条

			①	②	③	④	⑤
行為の区分	土地の形質の変更（盛土・切土）	要件	①盛土で高さが 1ｍ超 2ｍ超 の崖＊を生ずるもの	②切土で高さが 2ｍ超 5ｍ超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2ｍ超 5ｍ超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2ｍ超 5ｍ超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が ５００㎡超 3,０００㎡超 となるもの（①～④を除く）
		イメージ図	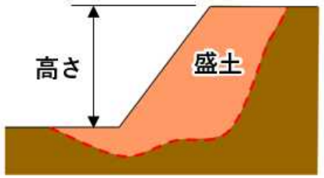	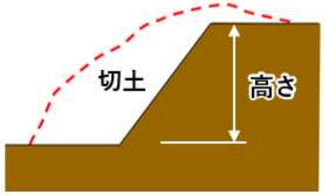	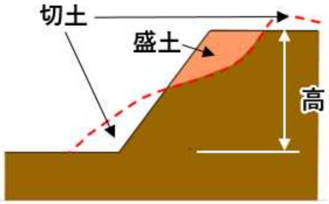	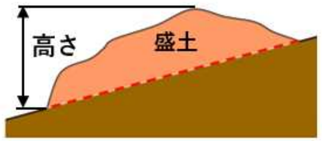（崖を生じないもの）	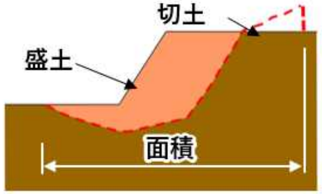（盛土又は切土のみの場合も含む）
	土石の一時的な堆積	要件	⑥最大時に堆積する高さが 2ｍ超 5ｍ超 かつ面積が ３００㎡超 1,５００㎡超 となるもの		⑦最大時に堆積する面積が ５００㎡超 3,０００㎡超 となるもの		
		イメージ図	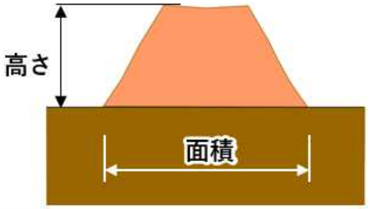				

※1　崖とは、地表面が水平面に対し**30°を超える角度をなす土地**で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。
※2　⑤で形質変更や土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が**30㎝以下の場合は規制対象外**となります。

30　定期報告の手続き②

定期報告に必要となる書類

省令第48条　省令第78条

盛土・切土

土石の堆積

1.定期報告書（県施行細則様式第11、第12）
2.代理人が報告する場合は委任状（任意様式）
3.届出地及びその周辺の写真

定期報告の時期

~~着工~~許可から３か月ごとに報告

報告書の提出先

~~市町村~~県民センター建築指導課又は県央建築指導室に提出

31　定期報告の手続き③

留意事項

○すべての工事が定期報告の対象ではない。
○規模の大きな工事で、かつ工期が3か月以上あるものが対象。
○中間検査と異なり、土石の堆積も定期報告の対象。
○定期報告の対象となる工事で報告をせず、又は虚偽の報告を行ったときは**罰則の対象**。 **法第56条第2項**

完了検査等の手続き

33　完了検査等の手続き①

対象となる工事

全ての土地の形質変更

法第17条第4項

法第36条第4項

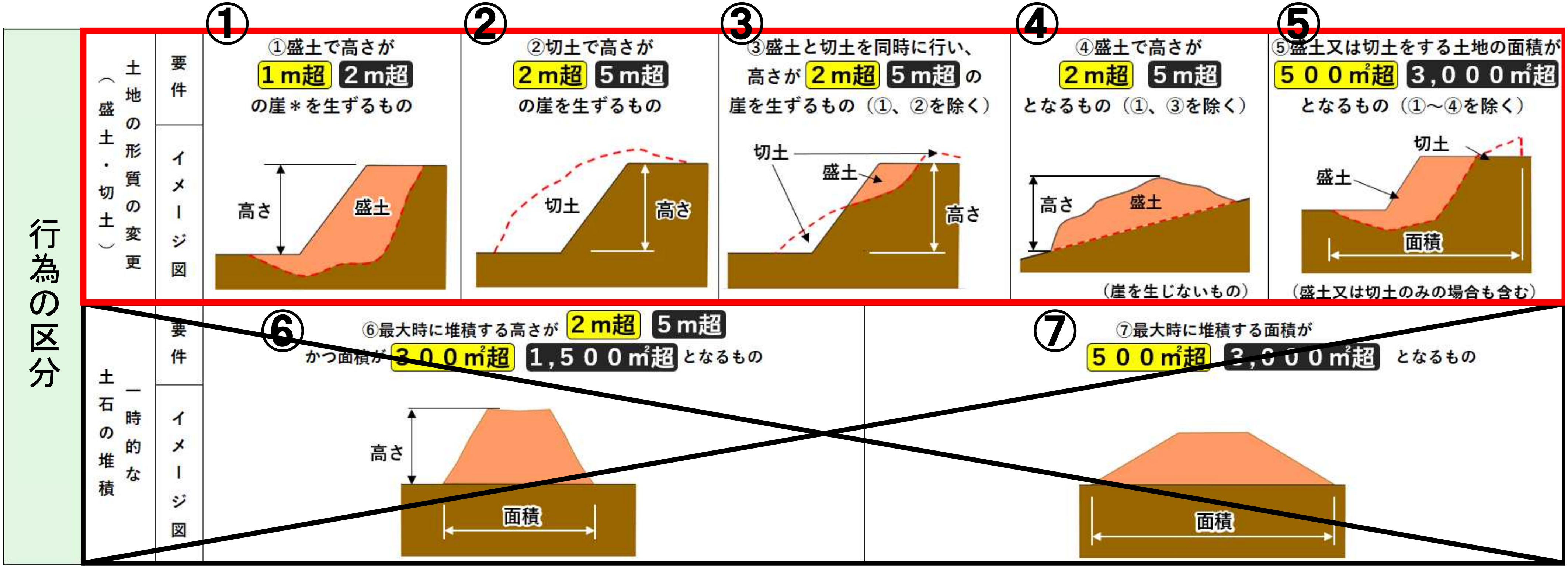

※1　崖とは、地表面が水平面に対し**30°を超える角度をなす土地**で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

※2　⑤で形質変更や土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が**30㎝以下の場合は規制対象外**となります。

完了検査等の手続き②

完了検査の申請期間

省令第39条

省令第69条

工事が完了した日から4日以内

（完了検査の申請期間）
第三十九条　法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

省令第40条

省令第70条

完了検査申請に必要となる書類

盛土・切土

1.完了検査申請書（省令様式第9）
2.代理人が申請する場合は委任状（任意様式）

申請先

市町村に提出（市町村で受け付けた書類は、市町村から所管の**県民センター建築指導課又は県央建築指導室**に提出されます）

土石の堆積における確認申請

法第17条第4項

法第36条第4項

宅造区域内、特盛区域での
土石の堆積以外のすべての行為

行為の区分			①	②	③	④	⑤
行為の区分	土地の形質の変更（盛土・切土）	要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖＊を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く）
		イメージ図	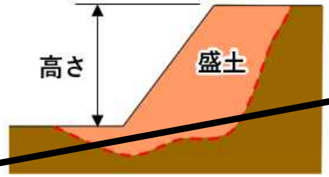	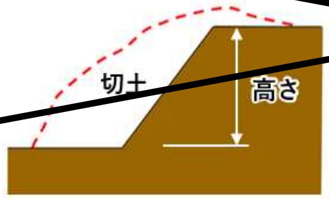	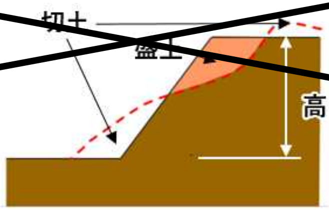	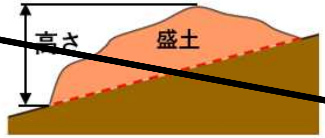 （崖を生じないもの）	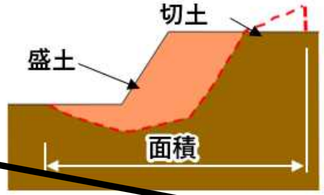 （盛土又は切土のみの場合も含む）
	一時的な土石の堆積	要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの			⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの	
		イメージ図	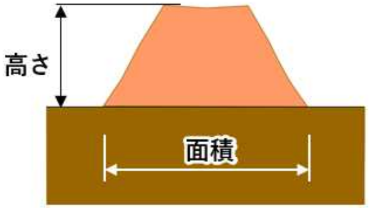				

※1　崖とは、地表面が水平面に対し**30°を超える角度をなす土地**で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

※2　⑤で形質変更や土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が**30㎝以下の場合は規制対象外**となります。

36　完了検査等の手続き④

土石の堆積における確認申請

法第17条第4項
法第36条第4項

工事が完了した日から4日以内

（確認の申請期間）
第四十二条　法第十七条第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

確認申請に必要となる書類

省令第42条
省令第70条

土石の堆積

1.確認申請書（省令様式第11）
2.代理人が申請する場合は委任状（任意様式）

申請先

<u>市町村に提出</u>（市町村で受け付けた書類は、市町村から所管の県民センター建築指導課又は県建築指導室に提出されます）

37　完了検査等の手続き⑤

留意事項

〇許可を受けたすべての盛土切土の工事が完了検査の対象。
〇土石の堆積については、堆積されていた土砂が除却されたかどうか確認する、確認申請の対象。
〇完了検査の申請や確認申請をせず、又は虚偽の申請を行ったときは**罰則の対象。**

法第56条第1項

許可等申請手続き

許可等申請手続きについて

○許可等申請の際の手続きを示した、茨城県版「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請等の手引（以下、「申請手引き」）」を作成

○盛土施工や擁壁設置等における技術的な基準を示した、茨城県版「宅地造成及び特定盛土等規制法に関する技術的基準（以下、「技術基準」）」を作成

○申請書等の様式は、県建築指導課HPにデータを掲載（PDF及びword形式）

40　許可等申請手続き②

手続きの流れ

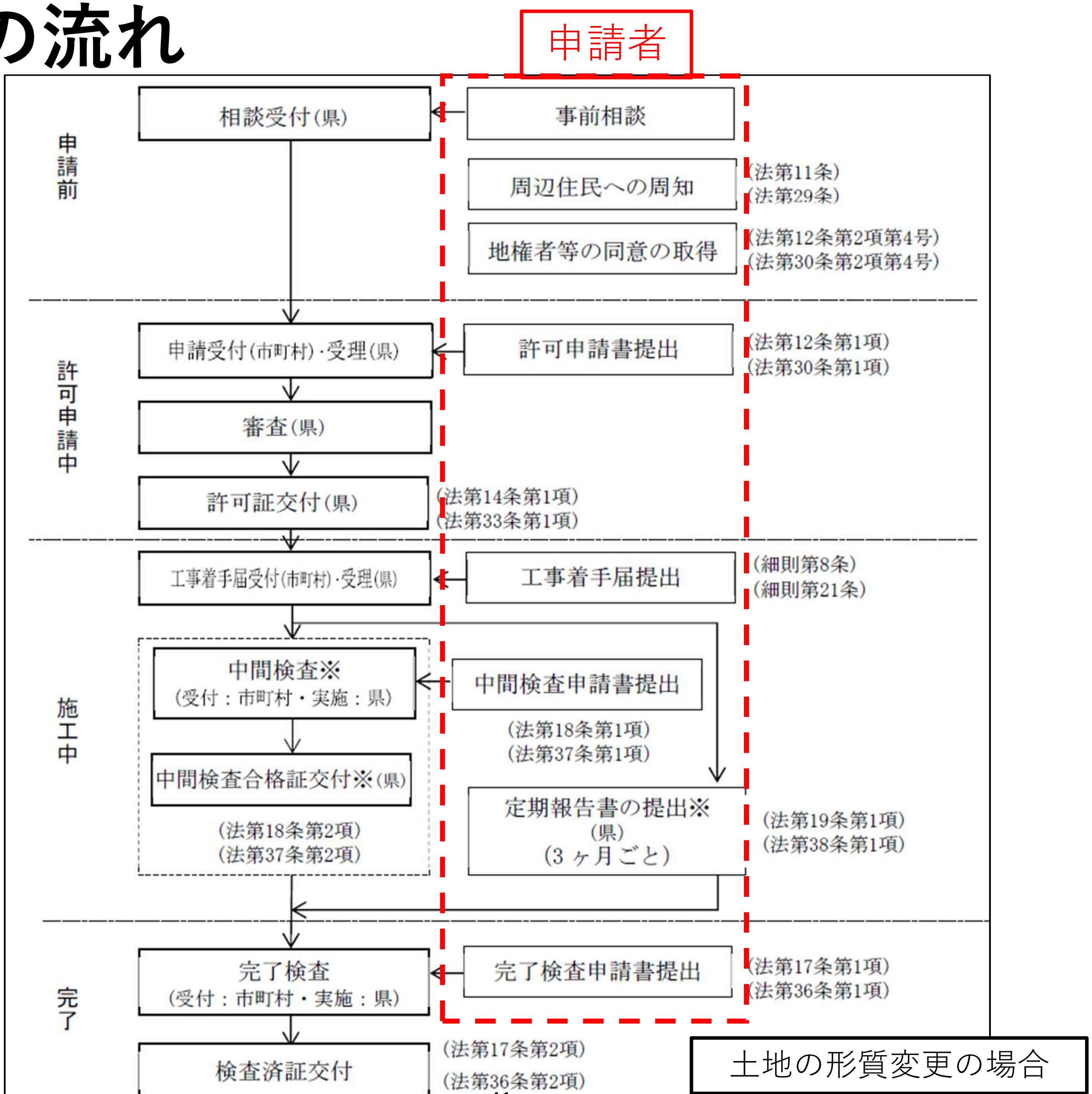

41　許可等申請手続き③

許可権者と書類提出先

○許可権者・・・県

各県民センター建築指導課若しくは県央建築指導室（以下、「県民センター建築指導課等」）

○書類提出先・・・市町村

市町村は、許可申請・工事着手届・中間検査申請・定期報告書・完了検査申請・工事届出等の受付事務を担う。許可申請書等を受付し、チェックリストに必要な事項が入力されているか確認した後、県へ送付。

提出部数

○3部（正本1部、副本2部）

ただし、申請地が市町村を跨る場合は、跨る市町村数を追加した数とする。

※必要となる副本の部数例

・同一センター管内のA市とB市にまたがる申請・・・センター分+A市+B市＝３部

・管轄が異なるセンターでのC市とD市にまたがる申請・・・２つのセンター分+C市+D市＝４部

事前相談

第４編 参考資料
1．事前相談

1．2 事前相談書（参考様式）

事　前　相　談　書

相談年月日	年　月　日　　担当者
相談者住所氏名	Tel　－　－
申請者住所氏名	Tel　－　－
相談場所	
申請種別 規制区域区分【 宅地造成等工事規制区域 ・ 特定盛土等規制区域 】 渓流の該当【 有 ・ 無 】 行為区分【 土地の形質の変更 ・ 土石の堆積 】 その他【　】	
申請種別	・都市計画法第２９条 ・都市計画法第４３条 ・宅地造成及び特定盛土等規制法 ・その他（　）
添付図面	・付近見取図 ・配置図 ・公図 ・平面図 ・断面図 ・土地謄本 ・現況写真 ・その他
相談事項	
相談内容（なるべく具体的に記入してください。）	

許可申請等をする前に、その計画について、許可の要否や許可の見通しがあるか、事前確認をすること。

相談先（提出先）：
県民センター建築指導課等
※市町村ではない

43　許可等申請手続き⑤

事前チェックリスト

様式

盛土規制法経由チェックリスト（申請者→市町村→県）

（市町村確認欄）

申請年月日	令和　年　月　日		

			市町村確認欄
工事主氏名			☐
設計者氏名			☐
設計者連絡先	電話：	メール　：	☐
申請地番			☐
申請地の緯度経度	緯度：	経度　：	☐

申請内容の確認

種別	内　容	市町村確認欄
(1) 申請の種別	☐許可　☐変更許可　☐届出　☐中間検査　☐定期報告　☐完了検査	☐
(2) 事前相談	☐済（　年　月　日　号）　☐未	☐
(3) 手数料	☐要　☐不要　金額(円)：　納付方法：☐証紙　☐電子	☐
(4) 区域の種類	☐宅地造成等工事規制区域　☐特定盛土等規制区域	☐
(5) みなし許可該当	☐有　☐無	☐
(6) 渓流該当	☐有　☐無	☐
(7) 行為の種別	☐土地の形質変更　☐土石の堆積	☐

他法令の確認

種　別	内　容	確認先	市町村確認欄
(1) 農地法	☐許可要　☐許可不要		☐
(2) 森林法	☐許可要　☐届出要　☐手続不要		☐
(3) 残土条例	☐許可要（☐県　☐市町村）☐届出要　☐手続不要		☐

盛土等防災マニュアル（XI 自然斜面等への配慮）に基づく土砂災害に関する法指定区域等の確認

種　別	内　容	確認先	市町村確認欄
(1) 砂防指定地	☐区域内　☐区域外		☐
(2) 急傾斜地崩壊危険区域	☐区域内　☐区域外		☐
(3) 地すべり防止区域	☐区域内　☐区域外		☐
(4) 土砂災害警戒区域等	☐区域内（☐警戒区域☐特別警戒区域） ☐特別警戒区域に相当する区域（未指定）☐区域外		☐
(5) 浸水想定区域	☐区域内（浸水深　m）　☐区域外		☐
(6) 浸水被害防止区域	☑区域外		☐
(7) 貯留機能保全区域	☑区域外		☐
(8) 津波災害警戒区域等	☑区域外		☐

※(6)(7)(8)については、現時点で茨城県内での指定区域は無いので確認不要
※河川に隣接・近接して施工する際は、河川区域か否か河川管理者に確認すること

盛土等防災マニュアル（XII　治水・排水対策）に基づく雨水等放流先の確認

放流同意	☐同意取得済（取得先：　）　☐同意不要	☐

その他の事項

盛土等目的（土地利用目的）	☐住宅等の建築　☐太陽光発電施設設置 ☐営農行為　☐その他（　）		☐
埋蔵文化財	☐有り　☐無し	確認先	☐
その他（　）	☐手続き済み　☐手続き未了		☐
（　）	☐手続き済み　☐手続き未了		☐

※以下は市町村担当者が記入

市町村名		経由年月日	令和　年　月　日
担当課		経由番号	号
担当者		電話	
連絡事項等	・検査立会い希望　☐有　☐無 ・その他（　）		

申請者は必要事項を記入するとともに、関連法令の許可の該否等（赤枠部分）について関係機関等への確認結果を反映したチェックリストを作成し、申請書に添付すること。

関係法令の許可の該否等は**申請者が確認**するものであることに留意。

事前チェックリスト（記入例）

様式

盛土規制法経由チェックリスト（申請者→市町村→県）

記入例

				市町村確認欄
申請年月日	令和　7年　4月　1日			
工事主氏名	株式会社○○開発　○○　○○			☐
設計者氏名	株式会社△△設計　○○　○○			☐
設計者連絡先	電話：029-000-0000	メール：	○○@○○.co.jp	☐
申請地番	□□県□□市□□丁目□□番1、□□番2			☐
申請地の緯度経度	緯度：◎◎度◎◎分◎秒	経度：	◎◎度◎◎分◎秒	☐

申請内容の確認

種別	内容	市町村確認欄
(1) 申請の種別	☑許可　☐変更許可　☐届出　☐中間検査　☐定期報告　☐完了検査	☐
(2) 事前相談	☑済（R7年3月15日●セ第1号）　☐未	☐
(3) 手数料	☑要　☐不要　金額(円)：100,000　納付方法：☑証紙　☐電子	☐
(4) 区域の種類	☑宅地造成等工事規制区域　☐特定盛土等規制区域	☐
(5) みなし許可該当	☐有　☑無	☐
(6) 渓流該当	☑有　☐無	☐
(7) 行為の種別	☑土地の形質変更　｜☐土石の堆積	☐

他法令の確認

種別	内容	確認先	市町村確認欄
(1) 農地法	☑許可要　☐許可不要	○○市農業委員会	☐
(2) 森林法	☐許可要　☐届出要　☑手続不要	○○市林業課	☐
(3) 残土条例	☑許可要（☑県　☐市町村）☐届出要　☐手続不要	県廃棄物規制課	☐

盛土等防災マニュアル（XI 自然斜面等への配慮）に基づく土砂災害に関する法指定区域等の確認

種別	内容	確認先	市町村確認欄
(1) 砂防指定地	☐区域内　☑区域外	■■土木事務所河川整備課	☐
(2) 急傾斜地崩壊危険区域	☐区域内　☑区域外	■■土木事務所河川整備課	☐
(3) 地すべり防止区域	☐区域内　☑区域外	■■土木事務所河川整備課	☐
(4) 土砂災害警戒区域等	☐区域内（☐警戒区域　☐特別警戒区域） ☐特別警戒区域に相当する区域（未指定）☑区域外	■■土木事務所河川整備課	☐
(5) 浸水想定区域	☐区域内（浸水深　m）　☑区域外	いばらきデジタルマップ	☐
(6) 浸水被害防止区域	☑区域外		☐
(7) 貯留機能保全区域	☑区域外		☐
(8) 津波災害警戒区域等	☑区域外		☐

※(6)(7)(8)については、現時点で茨城県内での指定区域は無いので確認不要
※河川に隣接・近接して施工する際は、河川区域か否か河川管理者に確認すること

盛土等防災マニュアル（XII　治水・排水対策）に基づく雨水等放流先の確認

		市町村確認欄
放流同意	☑　同意取得済（取得先：○○市道路管理課　）　☐同意不要	☐

その他の事項

				市町村確認欄
盛土等目的（土地利用目的）	☐住宅等の建築　☑太陽光発電施設設置 ☐営農行為　☐その他（　）			☐
埋蔵文化財	☐有り　☑無し	確認先	○○市教育委員会	☐
その他（　）	☐手続き済み　☐手続き未了			☐
（　）	☐手続き済み　☐手続き未了			☐

※以下は市町村担当者が記入

市町村名		経由年月日	令和　年　月　日
担当課		経由番号	号
担当者		電話	
連絡事項等	・検査立会い希望　☐有　☐無 ・その他（　）		

申請書類①

No	図書の名称	内容	提出区分：土地の形質変更	提出区分：土石の堆積	備考
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	□申請者、工事の概要等を記載（省令様式第二）	○	－	（省令第７条第１項、第63条第１項）
	土石の堆積に関する工事の許可申請書	□申請者、工事の概要等を記載（省令様式第四）	－	○	（省令第７条第２項、第63条第２項）
2	構造計算書	□擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	○	－	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合（省令第７条第１項第２号、第63条第１項第１号） ・崖面崩壊防止施設の場合（政令第14条、省令第31条）
		□措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	－	○	・土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の１以下であるものに限る）を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置する場合（省令第７条第２項第２号、第32条、第63条第２項第１号）
			－	○	・堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合（省令第７条第２項第３号、第34条第１項第１号、第63条第２項第１号）
3	地盤、崖面及び渓流等における盛土の安定計算書	□土質試験等に基づく地盤の安定計算書 □土質試験等に基づく盛土全体の安定計算書	○	－	・災害の生じるおそれが特に大きい土地において、高さ15ｍを超える盛土をする場合（省令第７条第１項第３号、第63条第１項第１号） ・崖面を擁壁で覆わない場合（省令第７条第１項第４号、第63条第１項第１号）
4	設計者の資格証明書	□卒業証明書 □大学院に１年以上在学したことの証明書 □宅地造成技術講習会修了証　書 □実務経験証明書 □資格証明書（技術士又は一級建築士）	○	－	・高さが５ｍを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置（省令第７条第１項第５号、第63条第１項第１号）
5	現況写真	□盛土・切土又は土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	○	○	（省令第７条第１項第６号、第７条第２項第４号、第63条第１項第１号、第63条第２項第１号）

申請書類②

No	図書の名称		内容	提出区分		備考
				土地の形質変更	土石の堆積	
6	申請者確認書類	個人の場合	□氏名及び住所を証する書類	○	○	・氏名及び住所を証する書類は、住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するもの（省令第７条第１項第７号、第７条第２項第５号、第63条第１項第１号、第63条第２項第１号）
		法人の場合	□ 登記事項証明書 □ 役員の氏名及び住所を証する書類	○	○	・氏名及び住所を証する書類は、住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するもの（省令第７条第１項第８号、第７条第２項第６号、第63条第１項第１号、第63条第２項第１号）
7	申請者の資力・信用確認書類	個人の場合	□資金計画書(省令様式第三) □預金残高証明書 □資金借入又は融資証明書 □宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第３条第１項の規定による免許を受けていることを証する書類 □最近３年間の所得税の納税証明書	○	○	・宅地建物取引業法の規定による免許を受けていることを証する書類は、工事主が工事によつて造成した土地を他へ譲渡することを業とする者である場合 ・住民票又は個人番号カードの写し及び株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類は、発行済株式総数の100分の５以上の額に相当する出資をしている者（省令第７条第１項第９・12号、第63条第１項第２号、省令第７条第２項第７・10号、第63条第２項第２号、細則第７条）
		法人の場合	□資金計画書(省令様式第三) □預金残高証明書 □資金借入又は融資証明書 □宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第３条第１項の規定による免許を受けていることを証する書類 □最近３年間の貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書及び事業経歴書 □住民票又は個人番号カードの写し □株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類	○	○	
8	施行者の能力を証する書類		□登記事項証明書 □事業経歴書 □工事施行者が建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の許可を受けていることを証する書類	○	○	・工事施行者が建設業法の許可を受けていることを証する書類は、工事の難易度が高い場合（省令第７条第１項第12号、第６条第１項第２号、細則第７条）
9	権利者全ての同意を得たことを証する書類		□権利者一覧表 □同意証明書	○	○	（省令第７条第１項第10号、省令第７条第２項第８号、第63条第１項第１号、第63条第２項第１号）
10	周辺住民への周知を行ったことを証する書類		□周知措置報告書	○	○	（省令第７条第１項第11号、省令第７条第２項第９号、第63条第１項第１号、第63条第２項第１号）
11	排水施設の設計に係る書類		□ 排水計算書 □ 排水端末の接続許可を証する書類	○	○	細則第７条
12	その他知事が必要と認める書類		□ 誓約書 □ その他	○	○	細則第７条

申請書類（図面）

No	図書の名称	明示すべき事項	縮尺	提出区分 土地の形質変更	提出区分 土石の堆積	備考
1	位置図	・方位　・道路及び目標となる地物	1/10,000以上	○	○	
2	地形図	・方位　・土地の境界線	1/2,500以上	○	○	・等高線は、2mの標高差を示すものとすること
3	土地の平面図	・方位　・土地の境界線　・盛土又は切土をする土地の部分　・崖　・擁壁　・崖面崩壊防止施設　・排水施設　・地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	○	－	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は、申請書と照合できるように番号を付すること
		・方位　・土地の境界線　・作業構台等　・空地の位置　・柵等の位置　・排水施設（側溝等）　・土砂の流出防止措置	1/500以上	－	○	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること
4	土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500以上	○	－	・高低差の著しい箇所について作成すること
		・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	－	○	・申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように作成すること
5	排水施設の平面図	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配　・水の流れの方向　・吐口の位置　・放流先の名称	1/500以上	○	－	・汚水、雨水を区別すること ・流量計算書及び流域図を添付すること
6	崖の断面図	・崖の高さ及び勾配　・土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）　・盛土又は切土をする前の地盤面　・崖面の保護の方法	1/50以上	○	－	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない
7	擁壁の断面図	・擁壁の寸法、勾配　・擁壁の材料の種類及び寸法　・裏込めコンクリートの寸法　・透水層の位置及び寸法　・擁壁を設置する前後の地盤面　・基礎地盤の土質　・基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	○	－	・コンクリート擁壁の場合は、構造計算書を添付すること。
8	擁壁の背面図	・擁壁の高さ　・水抜穴の位置、材料及び内径　・透水層の位置及び寸法	1/50以上	○	－	
9	崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配　・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法　・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面　・基礎地盤の土質　・透水層の位置及び寸法	1/50以上	○	－	
10	崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法　・水抜穴の位置、材料及び内径　・透水層の位置及び寸法	1/50以上	○	－	・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること
11	擁壁展開図	・基礎の寸法、擁壁の位置及び寸法	指定なし	○	○	
12	求積図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	指定なし	○	－	

申請書

宛先は
茨城県知事

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {(第 12 条第1項) / 第 30 条第1項} の規定により、許可を申請します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇　〇　県　知　事　殿

申請者　氏名　〇〇　〇〇

※手数料欄

1	工事主住所氏名（法人役員住所氏名）	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇　株式会社〇〇開発　〇〇　〇〇（〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇　代表取締役　〇〇　〇〇）
2	設計者住所氏名	△△県△△市△△丁目△△　株式会社△△設計　△△　△△
3	工事施行者住所氏名	◇◇県◇◇市◇◇丁目◇◇　株式会社◇◇建設　◇◇　◇◇
4	土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	□□県□□市□□丁目□□番1、□□番2の一部（緯度：◎◎度◎◎分◎秒　、　経度：◎◎度◎◎分◎秒）
5	土地の面積	527.99　平方メートル
6	工事着手前の土地利用状況	原野
7	工事完了後の土地利用	宅地（住宅建築あり）
8	盛土のタイプ	平地盛土　・（腹付け盛土）・　谷埋め盛土
9	土地の地形	渓流等への該当　有・（無）
10 工事の概要	イ　盛土又は切土の高さ	1.85　メートル
	ロ　盛土又は切土をする土地の面積	527.99　平方メートル
	ハ　盛土又は切土の土量	盛土　424.7　立方メートル
		切土　5.0　立方メートル

ニ　擁壁	番号	構造	高さ	延長
	別紙1のとおり		メートル	メートル

ホ　崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
	該当なし		メートル	メートル

ヘ　排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
	1	U型側溝	30センチ	62.54メートル
	2	集水桝	30センチ	3箇所
	3	雨水桝	20センチ	3箇所

10	ト　崖面の保護の方法	コンクリート造の擁壁で保護
	チ　崖面以外の地表面の保護の方法	崖とは反対方向に排水勾配を設定
	リ　工事中の危害防止のための措置	・工事区域内にバリケードを設置 ・工事車両について、ガードマンを配置し交通整理
	ヌ　その他の措置	なし
	ル　工事着手予定年月日	〇〇　年　〇〇　月　〇〇　日
	ヲ　工事完了予定年月日	〇〇　年　〇〇　月　〇〇　日
	ワ　工程の概要	別紙2のとおり
11	その他必要な事項	〇〇法〇条の許可を取得済み

※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年　月　日			年　月　日
第　号			第　号
係員氏名			係員氏名

<申請者>（注2）
法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入

<工事主住所氏名>（注3）
法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入

<設計者住所氏名>（注4）
資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に〇印

<工事施行者住所氏名>（注5）
未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出

<代表地点の緯度経度>
（注6、留意事項4 1.(2)①イ）
代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入

<工事着手前の土地利用状況>
（留意事項4 1.(2)①ロ）
宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記入

<工事完了後の土地利用>
（留意事項4 1.(2)①ロ）
宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するもの及び建築物等の建築の有無等の具体的な内容を記入

<盛土のタイプ>
（注7、留意事項2 1.）
該当する盛土のタイプに〇印
(1)平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土
(2)腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土
(3)谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

<土地の地形>
（注8、留意事項4 1.(2)①ハ）
渓流等への該当の有無のいずれかに〇印
・渓流等とは、山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいもの
・具体的には、地形図等を用いて判読された渓床勾配10度以上の一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲を基本とするが、都道府県等は現地の状況に応じて渓流等の範囲を変更することも可能

<その他必要な事項>（注9）
宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入

代表地点の緯度経度はGoogleマップなどを利用して取得可能

5　土地の面積は申請地全体の面積
10ロ　盛土又は切土をする土地の面積は、5の面積のうち**実際に盛土等をする土地の面積**（申請手数料算定根拠の面積）

9　土地の地形　渓流等への該当の有無の欄　（規制区域と同様に、県ホームページで確認できるよう準備中）

同意書一覧表、同意証明書

施 行　同 意 書 一 覧 表

事業名		造成場所	
事業主		住　所	

所　在　地			権　利　者	権利の種　類	添付書類			摘　要
字	地　番	地　目			謄本	同意書	印鑑	

宅 地 造 成 、特 定 盛 土 等 工 事 施 行 同 意 書

令和　　年　　月　　日

申請者　住　所

氏　名

上記の者が宅地造成及び特定盛土等規制法の規定による許可を受けて宅地造成に関する工事を実施することについて、次のとおり同意します。

物件の種 別	物件の所在及び地番	地目又は工作物の種　類	地積又は工作物の規模・用途等	権利の種 類	同意の年月日	権利者の住所及び氏名又は名称	印

申請者本人も含めた関係権利者からの同意を取得（施行同意書）するとともに、それを示すことのできる書類（土地登記簿謄本や印鑑証明書）を添付すること。

誓約書

誓　約　書

私（法人又は組合の場合はその役員を含む）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「本法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。
　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

１．私（法人又は組合の場合はその役員を含む）は次のいずれにも該当しません。
(1)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
(2)　本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者（本法の許可の権限を有する者が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）
(3)　本法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）
(4)　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
(5)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
(6)　暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
(7)　暴力団員等がその事業活動を支配する者
(8)　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
(9)　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
(10)　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
(11)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

２．１の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

年　　月　　日

茨城県知事　　　　様

申請者
住所
氏名
（法人・組合にあっては、名称及び代表者氏名）

技術的基準

52　技術的基準

①土地の形質の変更（盛土・切土）における基準

②一時的な土石の堆積における基準

土地の形質の変更（盛土・切土）

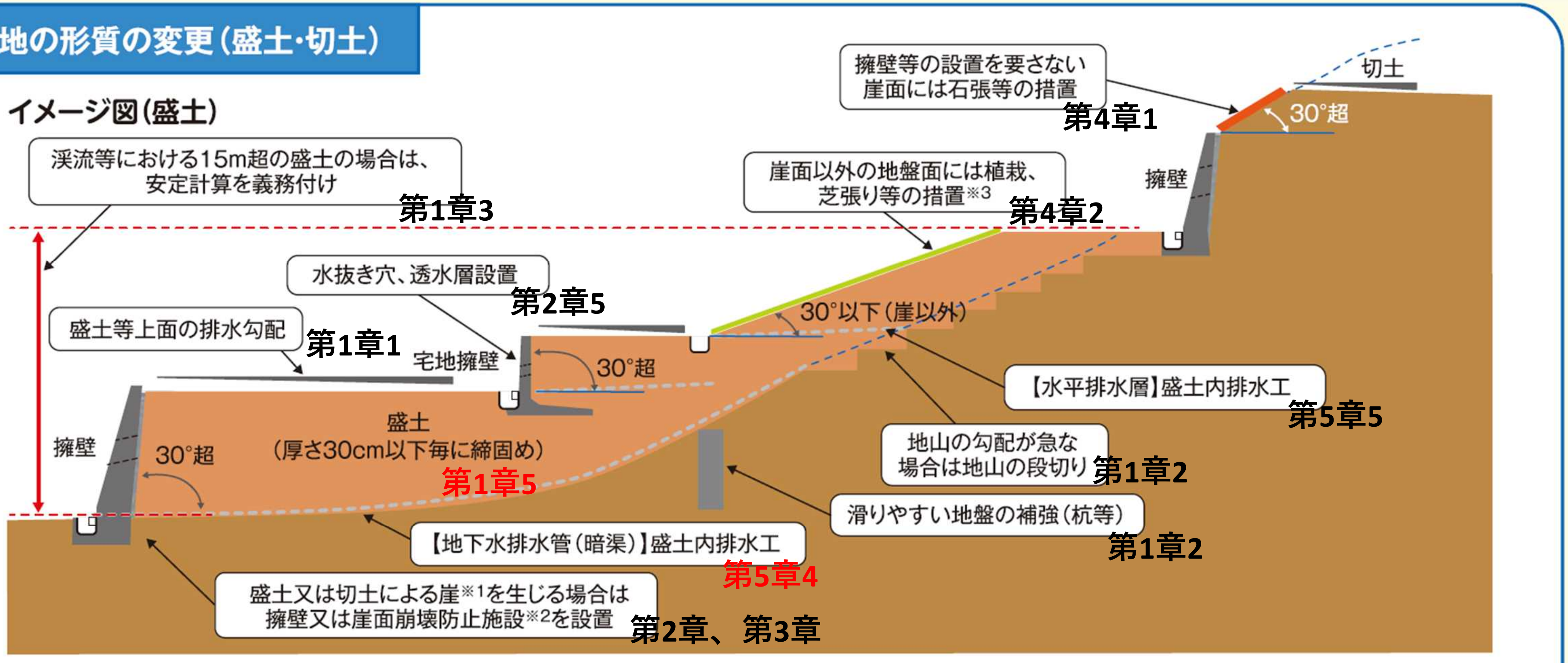

※1「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。　※2 住宅等の建築物を建築する地盤には崖面崩壊防止施設（鋼製枠工等）は設置できません。　※3 道路の路面の部分その他の植栽、芝張り等の措置の必要がないことが明らかな地盤面を除きます。
＊具体的には都道府県知事等が定める許可基準や「盛土等防災マニュアル」をご確認ください。

国作成リーフレットの図を加工

盛土する際の留意事項

政令第7条

（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）
政令第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。
一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。
イ おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。

［敷均し・締固め］
・盛土材料の敷均しは、水平薄層施工で行い、概ね30 ㎝以下の厚さの層に分けて土を盛り、その層の土を盛るごとに締め固めること。
・**盛土の締固めの施工状況が段階ごと（30 ㎝程度のまき出し厚ごと及び転圧後の仕上がり厚ごと）に確認できるように、写真管理を徹底**しておくこと。

55　土地の形質の変更にかかる技術的基準③

排水施設の分類

- 排水工
  - 表面排水工（法面排水工）
    - 法肩排水工
    - 小段排水工
    - 縦排水工
    - 法尻排水工
    - 法尻工（ふとんかご・じゃかご工）
  - 地下排水工
    - 暗渠排水工（※）
    - 基盤排水層
    - 法尻工（ふとんかご・じゃかご工）
  - 盛土内排水層（水平排水層）

中間検査の対象

暗渠排水工①

政令第16条

（排水施設の設置に関する技術的基準）
政令第十六条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、**盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるとき**は、その地表水等を排除することができるよう、**排水施設**で次の各号のいずれにも該当するもの**を設置する**こととする。

盛土崩壊の多くが湧水、地下水、降雨等の浸透水を原因とするものであること、また盛土内の地下水が地震時の滑動崩落の要因となることから、次の各事項に留意して盛土内に十分な地下水排除工を設置し、基礎地盤からの湧水や地下水の上昇を防ぐことにより、盛土の安定を図るものとする。特に山地・森林では、谷部等において浸透水が集中しやすいため、現地踏査等によって、原地盤及び周辺地盤の水文状況を適切に把握することが必要である。（盛土等防災マニュアルより）

排水工（管渠）の構造
・排水工（管渠）の構造の基準は次項のとおりとすること。
・管渠は、水質、外圧に対する耐力、形状、工事費及び将来の維持管理を十分に考慮したうえで、陶管、鉄筋コンクリート管、遠心力鉄筋コンクリート管、現場打ち鉄筋コンクリート管又は硬質塩化ビニール管のうち、最も適当と思われるものを選ぶこと。

暗渠排水工②

①堅固で耐久性を有する構造のものであること。

②陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

③その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。

④専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。

イ　管渠の始まる箇所

ロ　排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）

ハ　管渠の内径又は内法のり幅の 120 倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所

⑤ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。

⑥ますの底に、深さが 15ｃｍ以上の泥溜めが設けられているものであること。

暗渠排水工③

ケース①

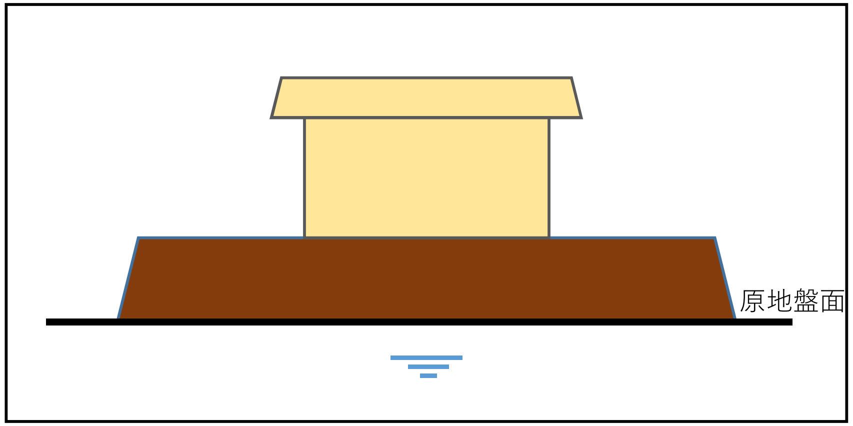

【条件】
・建物を建てる際、盛土により嵩上げを実施
・盛土表面は全てアスファルト舗装（遮水層を設置し盛土内への雨水浸透はない）
・法面部分は擁壁設置。
・地下水位は盛土部分よりも十分に低く、地下水上昇による盛土内への地下水流入はない

暗渠排水の設置は不要

ケース②

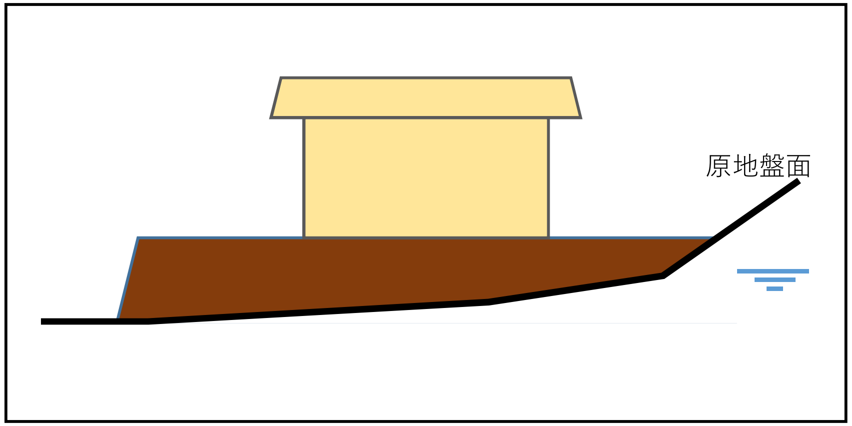

【条件】
・建物を建てる際、盛土により嵩上げを実施
・盛土表面は全てアスファルト舗装（盛土部分から盛土内への雨水浸透はない構造。ただし、斜面からの浸透した雨水流入は防げない。）
・法面部分は擁壁設置
・地下水位は盛土下端面より高く、原地盤面からは湧水があった箇所

暗渠排水の設置要

暗渠排水の設置判断は事案ごとに異なる。迷ったら適宜相談してください。

流量増対策

ⅩⅡ･1･1 治水・排水対策の基本的な考え方
盛土規制法の許可等を必要とする盛土等及び都市計画法の許可を必要とする開発行為（以下、「開発事業等」という）においては、**開発事業等実施地区及び周辺に溢水等の被害が生じないよう、当該地区内の雨水・地表水や地下水並びに当該地区外から流入する雨水・地表水や地下水を安全に流下させるための治水・排水対策を実施する**ものとする。（盛土等防災マニュアル）

流量増対策は、**都市計画法に基づく開発許可の技術的基準に準ずるもの**とし、地域の自然及び社会条件、河川等排水施設の流末接続先及びその周辺の状況、技術的及び経済的条件等を勘案した、安全で合理的かつ効果的な規模及び方法で実施すること。

【留意事項】流量増等を考慮した雨水等の排水施設の設計にあたり、盛土規制法の許可に合わせ森林法に基づく林地開発許可などを要する場合は、当該法令の基準との比較で厳しい基準を適用するものとする。

一時的な土石の堆積

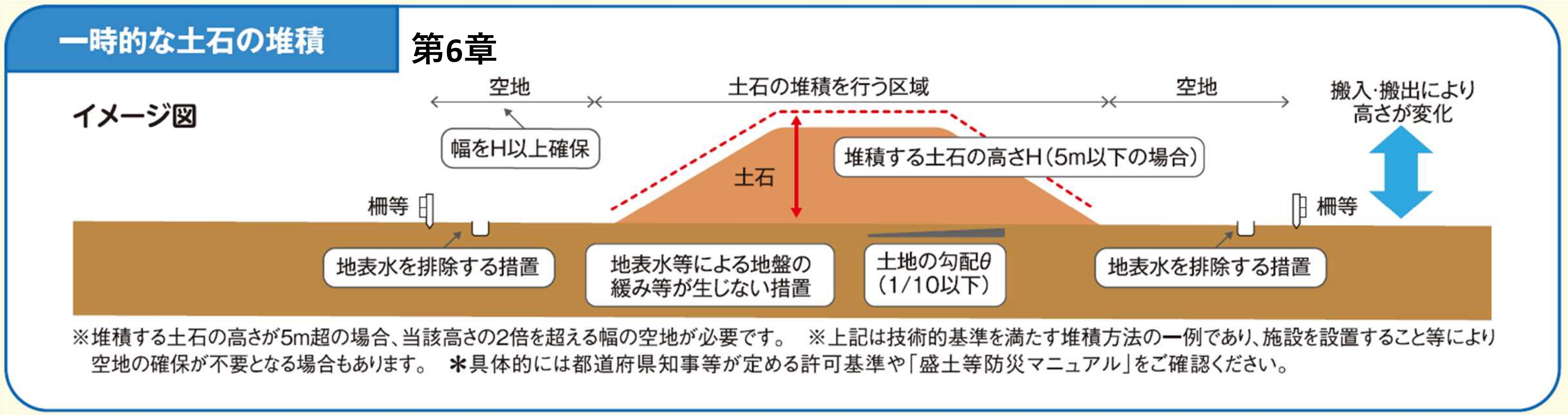

国作成リーフレットの図を加工

61　その他の留意事項

留意事項

○規制対象か否か判断があいまいな事案
○許可や届出の情報のホームページでの公表
○工事現場への標識掲示
○周辺住民への事前周知
○資源有効利用促進法

規制対象か否か判断があいまいな事案①

窪地における盛土の規制要件の考え方

○四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦になる場合や、平坦な面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合は、規制対象とはならないものと扱うことが可能。

○盛土による堤体を有する貯水池等の人工池を埋める際は、当該堤体も一体的な盛土として扱い、堤体の基礎地盤面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超える場合は、規制対象となるものと考える。

事例①　窪地を四方の高さに合わせて嵩上げするケース（規制対象とはならないものと扱うことが可能な工事）

【四方の土地の高さに合わせて嵩上げする場合】

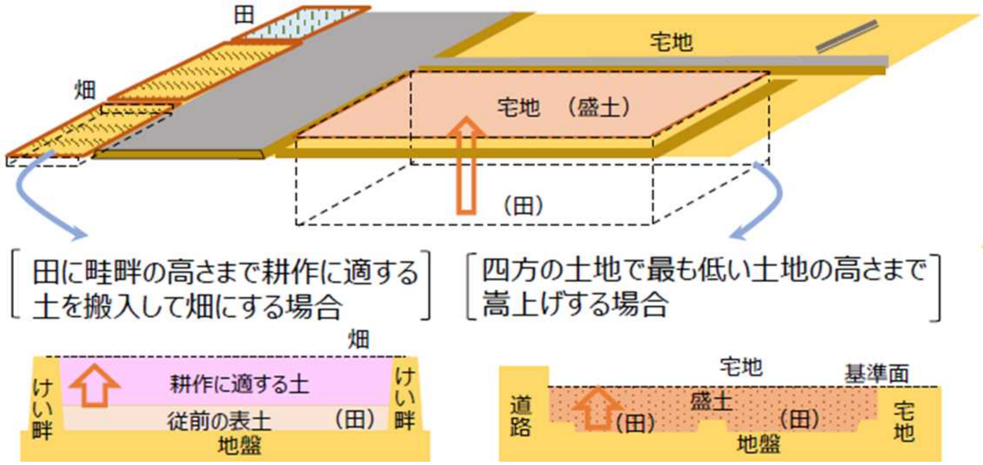

【四方の土地より少し高く盛土をする場合】

窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行って平坦にした面（基準面）を基準として、工事完了後の盛土との高さや面積が規制対象規模を超えない場合、許可等は不要と考える。

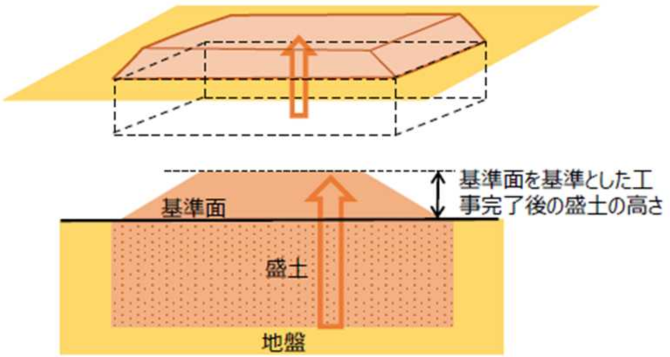

事例②　盛土による堤体を有する人工池を埋めるケース　（規制対象となり得る工事）

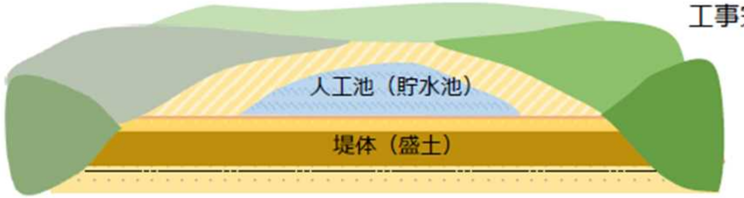

埋め立てる盛土と人工池の堤体を一体的な盛土として扱い、堤体の基礎地盤面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超える場合、許可等が必要と考える。

1

規制対象か否か判断があいまいな事案②

省令８条９号による標高差 30cm 以下となる盛土等の範囲

宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事（許可不要工事）
- **規制対象規模の盛土等に関する工事のうち、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cm（都道府県等が規則で別に定める場合にあっては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの**

→ 一部に30cmを超える部分がある場合、この部分の盛土等について規制対象規模を超える面積や高さである場合に許可等を要する、といった運用とすることも考えられる。
→ 各都道府県等において具体的な運用方法を予め明示することが望ましい。

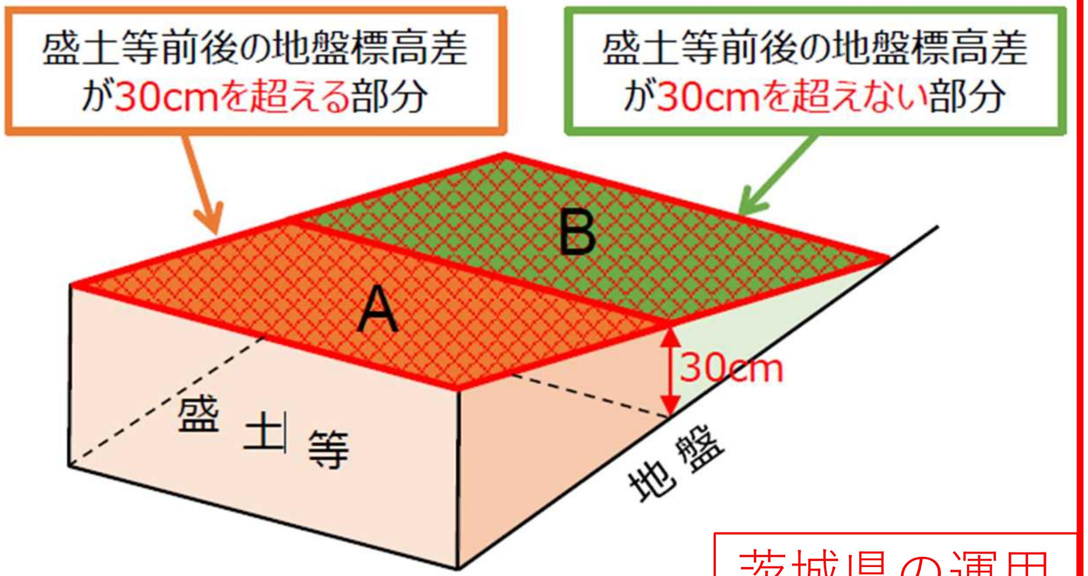

茨城県の運用

※標高差が30cmを超える部分が500㎡を超える場合には許可又は届出が必要です。なお、左図のように標高差が30㎝を超える盛土等の面積（Ａの面積）が500㎡を超える場合であって30cm以下の盛土等の部分との一体性が認められる場合は、30cm以下の盛土等の面積（Ｂの面積）も含めたＡ＋Ｂの面積が盛土又は切土をする土地の面積（許可申請書の10 ロに記載する面積＝申請手数料算定根拠の面積）となります。

ホームページでの情報の公表

法第12条

（宅地造成等に関する工事の許可）
４　**都道府県知事**は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される**土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表する**とともに、関係市町村長に通知しなければならない。

省令第9条

（宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法）
第九条　法第十二条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

省令第10条

（宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項）
第十条　法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
二　工事の許可年月日及び許可番号
三　工事施行者の氏名又は名称
四　工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
五　盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
六　盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
七　盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

許可だけではなく、届出（21日以内の届出も）も含め全て同様の取扱い

茨城県における情報公表

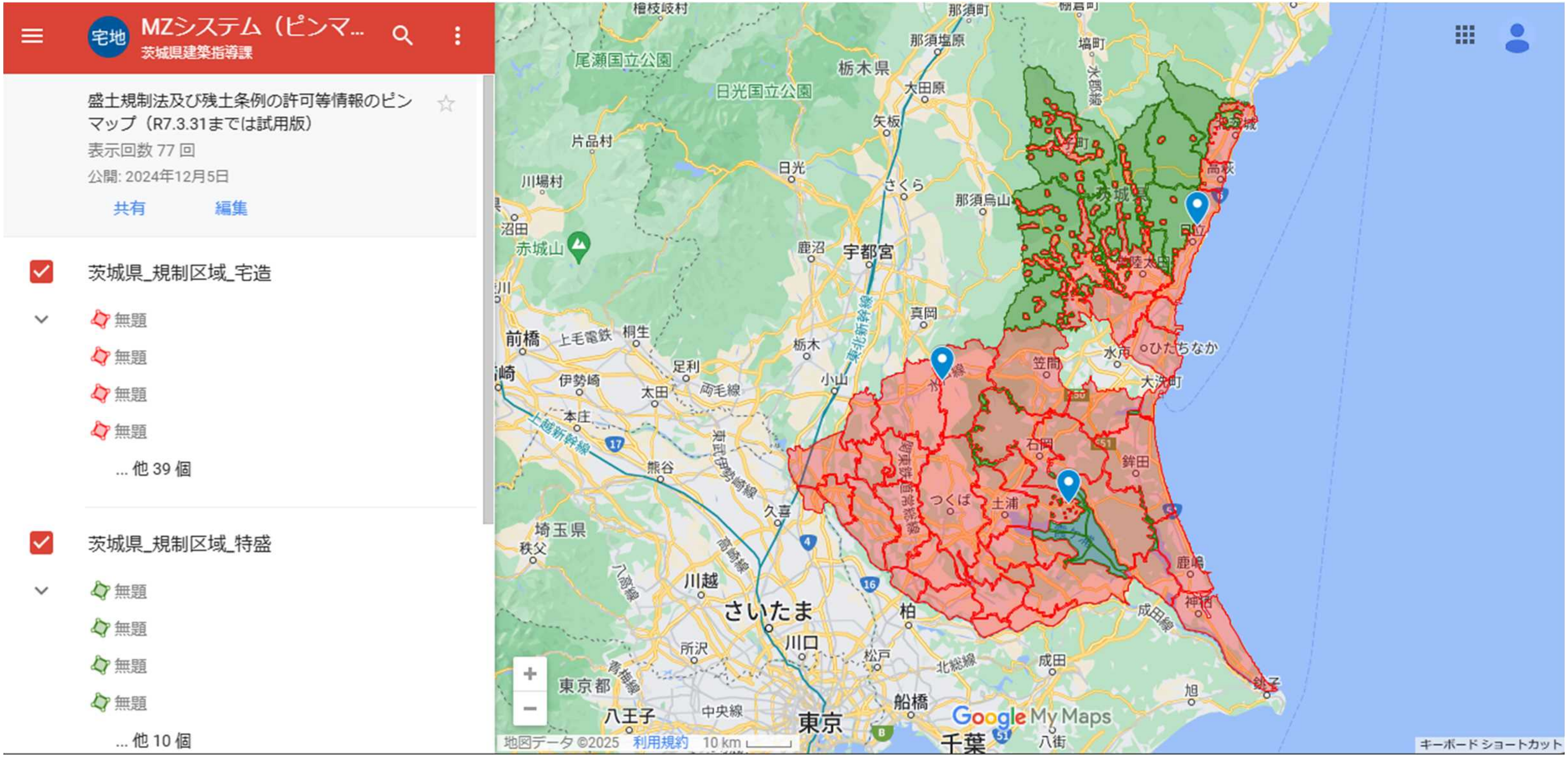

Googlemapを利用し、公表が義務付けられている許可等情報を公表。なお、本県独自の取り組みとして、みなし許可の情報及び残土条例の許可情報もマップに掲載し、盛土等に関する情報の一元管理を行う。（県建築指導課HPにリンク掲載予定。）

現場への標識の掲示

法第12条

（標識の掲示）
第四十九条　第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、**氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない**。

法第21条及び第40条の届出（21日以内の届出も）は適用外

省令第87条

（標識の様式及び記載事項）
第八十七条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、**別記様式第二十三**によるものとする。
２　土石の堆積に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。
３　法第四十九条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
三　工事施行者の氏名又は名称
四　現場管理者の氏名又は名称
五　工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
六　宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
七　盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
八　盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
九　盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
十　工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
十一　許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

標識の様式

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

←90センチメートル以上→

（70センチメートル以上）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出　済標識				
1	工事主の住所氏名			見取図
2	許可番号	第　　号		
3	許可又は届出年月日	年　月　日		
4	工事施行者の氏名			
5	現場管理者の氏名			
6	盛土又は切土の高さ	メートル		
7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
8	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
		切土	立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年　月　日		
10	工事完了予定年月日	年　月　日		
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先			

↕50センチメートル以上

［注意］

1　1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2　2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

【標識のサイズ】
幅　　：90cm以上
高さ：70cm以上
地上から下端までの高さ：50cm以上

周辺住民への事前周知①

法第11条

（住民への周知）
第十一条　工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

省令第6条

（住民への周知の方法）
第六条　法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び次条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあつては、第一号に掲げる方法により行うものとする。
一　宅地造成等に関する工事の内容についての**説明会を開催**すること。
二　宅地造成等に関する工事の内容を記載した**書面を**、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に**配布**すること。
三　宅地造成等に関する**工事の内容を**当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に**掲示するとともに**、当該内容を**インターネットを利用して住民の閲覧に供する**こと。
四　前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

周辺住民への事前周知②

周知の方法（省令を要約）
①説明会の開催
②書面の配布
③工事を行う土地又はその周辺での掲示＋ウェブページへの掲載
※災害が生ずるおそれが特に大きい土地（渓流等や現地にて湧水や地下水の影響が懸念される場所）において盛土をする場合は①による周知を必須

周知する工事の具体的内容

土地の形質変更	土石の堆積
①工事主の氏名又は名称	①工事主の氏名又は名称
②工事が施行される土地の所在地	②工事が施行される土地の所在地
③工事施行者の氏名又は名称	③工事施行者の氏名又は名称
④工事の着手予定日及び完了予定日	④工事の着手予定日及び完了予定日
⑤盛土又は切土の高さ	⑤土石の堆積の最大堆積高さ
⑥盛土又は切土をする土地の面積	⑥土石の堆積を行う土地の面積
⑦盛土又は切土の土量	⑦土石の堆積の最大堆積土量
⑧その他都道府県等が必要と認める事項	⑧その他都道府県等が必要と認める事項

「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）別表２」より抜粋

周知を行う必要のある範囲

本法第11条及び第29条に規定する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対する工事内容の周知のために必要な措置として説明会の開催、書面配布等を行う場合の範囲については、別表１に示す考え方の例や盛土等に関する条例等の関連する既存制度において定めている範囲等も参考に、盛土等の規模や地形等から判断される影響の想定される範囲とすることが望ましい。また、都道府県等は、開発事業者等に対して範囲設定の考え方を許可基準等において示すなど、事前に明示することが望ましい。

「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）」より抜粋

↓

茨城県における周知の範囲を
「**許可申請等の手引**」に明示

周知を行う必要のある範囲①

①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	・盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さｈに対して水平距離２ｈ以内の範囲（※参考図：Ｌの範囲） ・盛土等を行う土地の隣接地 ・盛土等を行う土地の境界から水平距離50ｍの範囲 ■参考図 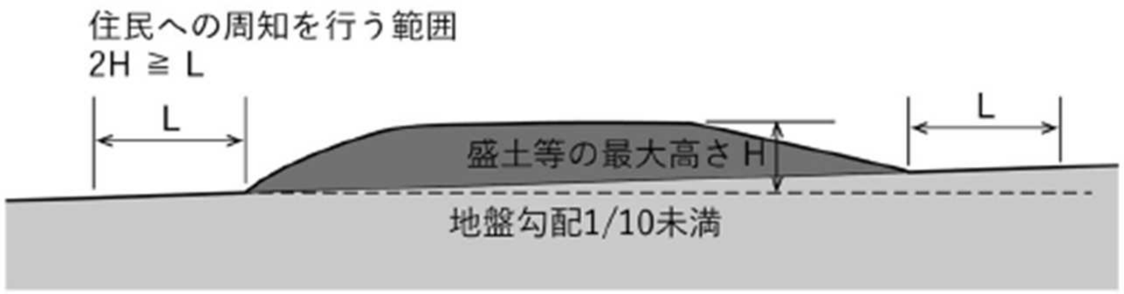

周知を行う必要のある範囲②

腹付け盛土	・盛土のり肩までの高さｈに対して、盛土のり尻から下方の水平距離５ｈ以内の範囲（※参考図Ｉの範囲） ・盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離250ｍの範囲 ■参考図 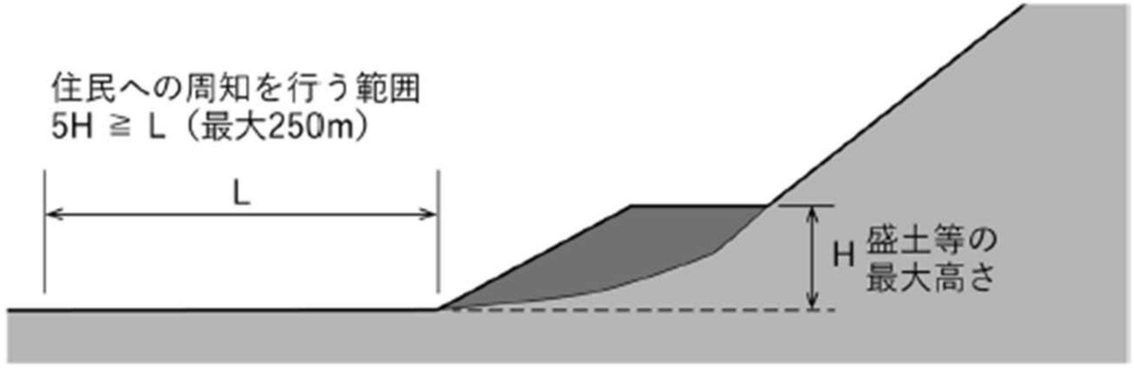

周知を行う必要のある範囲③

①省令第６条第１項において住民への周知方法を規定する渓流等における高さ15mを超える盛土 ②渓流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図Iの範囲に渓流等の渓床が存在するもの（①及び②を除く）	・下流の渓床勾配が２度以上の範囲（※参考図） ■参考図 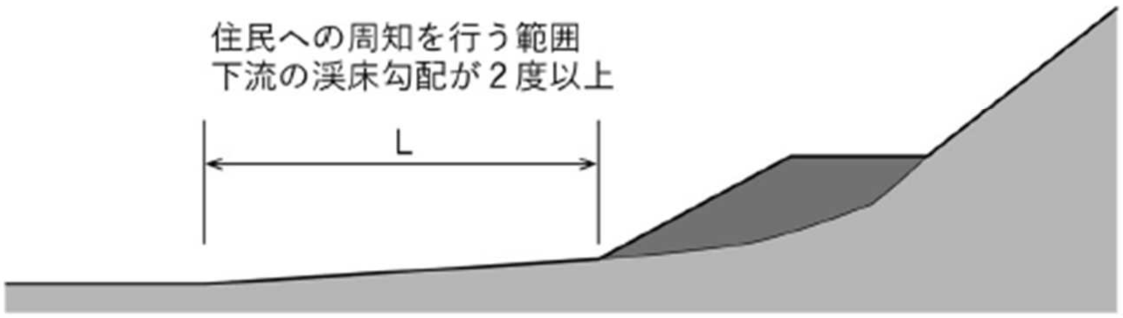

平地盛土　：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

74　その他の留意事項⑫

標準処理期間

事務		標準処理期間（日）
土地の形質変更	工事の許可	30
	工事の変更の許可	30
	工事の完了検査	20
	工事の中間検査	8
土石の堆積	工事の許可	14
	工事の変更の許可	14
	除却の確認	20
法第12条第１項、第16条第１項、第30条第１項又は第35条第１項の規定に適合していることを証する書面の交付		5

・標準処理期間とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常要する期間のこと。不備の訂正等に要する期間は含まない。
・標準処理期間の日数は開庁日で計算（土曜日、日曜日及び祝祭日等は含まない）
・標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もある。

75　その他留意事項⑬

手数料

宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料（R7.4.1施行）

法12条30条 宅地造成 特定盛土等 許可	盛土または切土をする面積										
		500㎡以内	500㎡超 1,000㎡以内	1,000㎡超 2,000㎡以内	2,000㎡超 3,000㎡以内	3,000㎡超 5,000㎡以内	5,000㎡超 10,000㎡以内	10,000㎡ 20,000㎡以内	20,000㎡超 40,000㎡以内	40,000㎡超 70,000㎡以内	70,000㎡超 100,000㎡以内	100,000㎡超
	手数料	14,000円	25,000円	38,000円	56,000円	65,000円	88,000円	141,000円	217,000円	341,000円	482,000円	623,000円

法16条35条 宅地造成 特定盛土等 変更許可			
工事の設計の変更　（※面積=盛土または切土をする面積） （1）面積の変化なし　従前の面積に対応する金額×1/10 （2）面積減少　変更後の面積に対応する金額×1/10 （3）面積増　①従前の面積に対応する金額×1/10＋増えた面積に対応する金額 ②増えた面積に対応する金額（従前の面積部分の設計変更はない場合） （4）面積増減　従前の面積から減少分を差し引いた面積に対応する金額×1/10＋増えた面積に対応する金額	（最高限度額は623,000円） （1）～（4）のいずれか一つで金額算定		
（5）その他の変更		10,000円	（1）～（4）と同時の場合は加算

法18条37条 宅地造成 特定盛土等 中間検査	盛土または切土をする面積						
		3,000㎡以内	3,000㎡超 20,000㎡以内	20,000㎡超 40,000㎡以内	40,000㎡超 70,000㎡以内	70,000㎡超 100,000㎡以内	100,000㎡超
	手数料	2,700円	5,400円	10,800円	21,600円	37,800円	54,000円

法12条30条 土石の堆積 許可	土石の堆積を行う面積										
		500㎡以内	500㎡超 1,000㎡以内	1,000㎡超 2,000㎡以内	2,000㎡超 3,000㎡以内	3,000㎡超 5,000㎡以内	5,000㎡超 10,000㎡以内	10,000㎡ 20,000㎡以内	20,000㎡超 40,000㎡以内	40,000㎡超 70,000㎡以内	70,000㎡超 100,000㎡以内	100,000㎡超
	手数料	10,000円	12,000円	16,000円	19,000円	28,000円	31,000円	37,000円	52,000円	70,000円	106,000円	129,000円

法16条35条 土石の堆積 変更許可			
工事の設計の変更　（※面積=土石の堆積を行う面積） （1）面積の変化なし　従前の面積に対応する金額×1/10 （2）面積減少　変更後の面積に対応する金額×1/10 （3）面積増　①従前の面積に対応する金額×1/10＋増えた面積に対応する金額 ②増えた面積に対応する金額（従前の面積部分の設計変更はない場合） （4）面積増減　従前の面積から減少分を差し引いた面積に対応する金額×1/10＋増えた面積に対応する金額	（最高限度額は129,000円） （1）～（4）のいずれか一つで金額算定		
（5）その他の変更		10,000円	（1）～（4）と同時の場合は加算

施行規則88条 適合証明	手数料	400円

76 資源有効利用促進法①

建設工事から発生する土の搬出先の明確化等を目的に、盛土規制法の施行に合わせて法令が強化　→国土交通省令の改正

【強化された内容】

・元請業者に対し、搬出先（他の工事現場、残土処分場等）等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を強化

・計画書の作成対象工事の拡大（土砂1,000㎥ →500㎥）
保存期間の延長（1年→5年）

・発注者への報告と建設現場への掲示を義務化

・計画書の添付書類として「確認結果票」及び「土砂受領書」の作成を義務化
（搬出先の盛土規制法の許可の事前確認、工事現場の土壌汚染対策法の手続確認を義務化）

・ストックヤード運営事業者の登録制度の創設により、ストックヤードからの搬出先を明確化

・元請業者等による建設発生土の最終搬出先までの追跡確認を義務化

適正化指針（公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針）の変更や標準請負契約約款の改正
・仕様書に搬出先の名称・所在地を定める
・再生資源利用促進計画（土砂搬出等）を作成し発注者へ提出・説明

77 資源有効利用促進法②

【発注者が対応する事項】
・再生資源利用促進計画書(COBRIS)と「確認結果票」の記載内容を確認
・土砂受領書等の確認
※発注者が管理する土地(事業用地等)へ仮置きを指示した場合は、土砂受領書を作成

確認結果票とは？

●再生資源の利用促進に関する責任者の配置

元請業者

令和5年5月26日以降に新たに契約する工事に適用

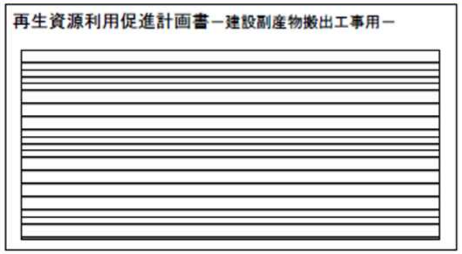

●盛土規制法の許可地であるか等の確認

・**事前に**当該工事の搬出先が**盛土規制法の許可地であるか等を確認**し、結果（確認結果票）を再生資源利用促進計画に添付
・発注者の**土壌汚染対策法等の手続状況を確認**し、確認結果票に記載

●再生資源利用促進計画の作成

発注者

●計画の作成後速やかに、**発注者に計画を提出し、その内容を発注者に説明**する

●計画を現場の見やすい場所に掲示

●作成した計画を建設発生土の運搬事業者に通知

●搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認

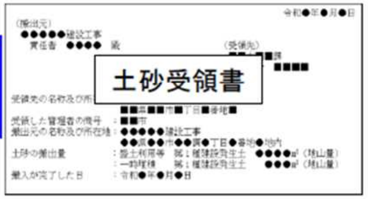

●計画及びその実施状況の記録、**受領書の写し**について**工事完成後５年間保存**

●最終搬出先までの確認（令和6年6月1日施行）

・元請業者は搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が以下の①②③の場合を除く）には、上記と同様に最終搬出先まで確認した書面を作成し、５年間保存
①国又は地方公共団体が管理する場所
②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
③ストックヤードのうち国土交通大臣の登録を受けた場所

※令和6年6月1日以降に契約する工事に適用

元請及び下請け企業は、契約に際し、**運搬費その他処理経費の適切な見積り**に努める。